

EU・シンガポール FTA の概要と経済効果

2013 年 10 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

欧州委員会は 2013 年 9 月 20 日、EU とシンガポールの自由貿易協定（FTA）の交渉が最終合意に達したことを明らかにした¹。EU にとって ASEAN 諸国との FTA 締結は初めてであるうえ、今回の協定はサービス貿易、非関税障壁、政府調達、知的財産権など幅広い分野を含む。欧州委は、EU がこれまでに交渉した FTA の中で最も包括的な協定の一つと評している。この FTA の内容の主要点および欧州委が分析した FTA の経済効果の概要を見ていく。

目次

1. EU・シンガポール FTA（EUSFTA）の内容.....	1
(1) EUSFTA の経緯・背景	1
① これまでの経緯と今後の見通し	1
② EU とシンガポールの貿易・投資関係	1
(2) EUSFTA の概要	2
(3) EUSFTA の主要点.....	3
① サービス貿易.....	3
② 非関税障壁	5
③ 政府調達.....	6
④ GI を含む知的財産権の保護	6
2. EU・シンガポール FTA の経済効果.....	7
(1) FTA 発効後 10 年間のマクロ経済への効果	7
(2) FTA 発効後 10 年間の主要セクターへの効果.....	8
① 主要セクターの付加価値と輸出額への効果	8
② 主要分野での今後の見通し.....	9

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

¹ European Commission press release “EU and Singapore present text of comprehensive free trade agreement” (20 September 2013) http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-849_en.htm

1. EU・シンガポール FTA (EUSFTA) の内容

(1) EUSFTA の経緯・背景

① これまでの経緯と今後の見通し

EU は当初、ASEAN 地域全体との FTA 締結を目指し、双方は 2007 年に交渉開始で合意した。その後、7 回の協議が行われたものの、交渉は遅々として進まず、双方は 2009 年 3 月に交渉を中止することで合意した²。そこで EU は方針を転換して ASEAN 加盟国と個別に交渉することを決め、シンガポールとは 2010 年 3 月から交渉を開始し、2012 年 12 月に合意に達したと発表していた³。ただし最終テキスト案の調整に時間を要し、2013 年 9 月に最終合意に達したことを明らかにするとともに、合意テキスト案を公表した⁴。テキスト案は EU の公式言語 24 カ国語に翻訳中で、欧州委員会の最終的承認と EU 閣僚理事会（理事会）での正式な採択の後、欧州議会で批准する。EU 加盟各国議会やシンガポールでの批准手続きを経て、2014 年の終わりか 2015 年の早期に発効する見通しである。EU は既にマレーシア、ベトナム、タイとも FTA 締結に向けた交渉を進めており、シンガポールとの FTA 締結をこうした ASEAN 諸国との包括的な協定締結への道筋をつけるものと位置付けられている。

② EU とシンガポールの貿易・投資関係

EU の物品貿易の貿易総額で、ASEAN は 2012 年に 1,810 億ユーロと全体の 5.2% だったが、このうちシンガポールは 518 億ユーロと ASEAN 全体の約 3 分の 1 を占める最大の貿易パートナーである。EU とシンガポールとの貿易は、EU 側の貿易黒字額が 2012 年に 88 億ユーロと過去最高を記録した。EU はシンガポールにとって、2012 年にマレーシアに次ぐ貿易パートナーとなっている。EU からシンガポールへの輸出では「ボイラー・機械およびこれらの部品」が全体の 25% を占め、これに「電気機器およびその部品」、「鉱物性燃料・鉱物油およびこれらの蒸留物」がそれぞれ 12%、11% で続き、以下は「航空機・宇宙飛行体およびこれらの部品」、「医療機器・精密機器など」、「飲料・アルコール・食酢」、「鉄道用・軌道用以外の車両」の順である。一方、EU のシンガポールからの輸入は、「有機化学品」が 29% を占め、「ボイラー・機械およびこれらの部品」が 18%、「医療用品」が 15%、「電気機器およびその部品」が 14% で、以下は「鉱物性燃料・鉱物油およびこれらの蒸留物」、「医療機器・精密機器など」の順である。

サービス貿易では、EU とシンガポールの貿易総額は 2011 年に 277 億ユーロとなり、EU と ASEAN の貿易総額の 54% を占め、EU 側が 45 億ユーロの輸出超だった。直接投資では、EU

² <http://ec.europa.eu/enterprise/policies/international/facilitating-trade/free-trade/>

³ European Commission press release “EU and Singapore agree on landmark trade deal” (16 December 2012) http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-1380_en.htm
ジェトロ通商弘報 (2012 年 12 月 27 日記事) : <http://www.jetro.go.jp/biznews/50dac84bbfe50>

⁴ Text of the EU - Singapore Free Trade <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=961>
ジェトロ通商弘報 (2013 年 9 月 24 日記事) : <http://www.jetro.go.jp/biznews/5240fe5eb5e28>

から ASEAN の投資残高は 2011 年にほぼ 2,000 億ユーロとなったが、このうち 62%がシンガポールへの投資である。逆に ASEAN から EU への投資残高は 2011 年に 720 億ユーロとなったが、このうち 94%をシンガポールが占めている。

(2) EUSFTA の概要

公表された EUSFTA の合意テキスト案は、第 1 章から第 17 章までである。このうち投資の保護を定めた第 9 章は、まだ交渉が進行中でテキストの最終承認の前に協定に統合される。これは EU の基本条約を改正したリスボン条約の下で、欧州委に新たに投資分野の交渉権限が付与され、この分野の交渉開始が遅れたためである。EUSFTA の概要は次のとおりである⁵。

- 物品貿易の関税（第 2 章）
EU は協定の発効時点で、シンガポールに対して 75%の品目の輸入関税を撤廃する。この割合は発効から 3 年で 85%、5 年で 99.99%とほぼ全品目を無税とする。一方、シンガポールは既に大部分の品目について関税を免除しているが、協定の発効時点でビールなど一部アルコール飲料を含めて 100%の関税を撤廃する。
- 非関税障壁：貿易の技術的障害（TBT）（第 2 章・第 4 章・第 7 章）
自動車とその部品、エレクトロニクス製品、特定の環境技術に対して、重複する試験の要求など貿易の技術的障害の多くを撤廃する。
- 非関税障壁：衛生植物検疫（SPS）措置（第 5 章）
肉類の輸入でシンガポールは、EU の輸出業者ごとに個別に検査して承認しているが、EU 加盟各国の検査・認証制度の実績を評価する制度に転換する。
- サービス貿易（第 8 章）
サービス分野では WTO での約束以上の水準を相互に供与する。シンガポールは多くの分野で、EU のサービスサプライヤーに対して他の国よりも優遇する扱いを提供する。また通信、郵便サービス、金融サービス、国際海上輸送など多くのサービス分野で先進的な規制の枠組みについて合意した。これにより互いの企業が双方の市場で活動する際に、対等な競争環境を保証する。許認可や資格取得の手続きにおける透明性と非差別的待遇の保証や将来的な専門的職業資格の相互承認の提供についても定めている。
- 政府調達（第 10 章）
政府調達でも WTO での約束以上のレベルを相互に供与する。公共入札に関する約束では、重要な公共契約に含まれるユーティリティーの多くを対象としている。
- 地理的表示（GI）を含む知的財産権の保護（第 11 章）

⁵ European Commission Memo “The EU-Singapore Free Trade Agreement” (20 September 2013)

http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-805_en.htm

ジェトロ通商弘報（2013 年 10 月 7 日記事、協定書案の具体的な解説について）：

<http://www.jetro.go.jp/biznews/52329b4a6aef0>

An informal overview over the content of the EU-Singapore FTA

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/september/tradoc_151723.pdf

高いレベルの知的財産権の保護と強化で合意した。シンガポールは、WTO の TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）以上の高いレベルの GI 保護のため、新たに GI の登録を導入し、EU の GI を保護する。

- 競争と関連事項（第 12 章）・透明性（第 14 章）・紛争解決（第 15 章）
輸出業者のために、透明性や競争の強化に関する規定で現代的な規制の枠組みを整備する。仲裁パネルや調停者の仲介による効率的な紛争解決も定めた。
- 貿易と持続可能な開発（第 13 章）
この章は貿易が環境保護や社会開発を支えることを保証するとともに、森林や漁業の持続可能な管理を促進することを目指す。

(3) EUSFTA の主要点

協定の中で、特にサービス貿易、非関税障壁、政府調達、GI と知的財産権の 4 分野の内容について主要点を示す。

① サービス貿易

EUSFTA では、EU はシンガポールに対し、1994 年に発効した WTO の「サービス貿易に関する一般協定（GATS）」に比べて、通信サービス、金融サービス、コンピューターサービス、運輸サービス、環境サービス、特定のビジネスサービスなど大幅な分野でシンガポール企業への優遇を広げる。郵便サービスのように EU・韓国 FTA の水準を上回る約束もある。一方、シンガポールは多くのサービス分野について、EU 企業の優遇的扱いを約束した。これにより、EU のサービスプロバイダーにとって、シンガポールのサービス市場への進出の可能性が保証され、国内企業と同等の競争環境で活動できるようになる。

双方は、第 8 章の付属書に分野別の約束表を盛り込んでいる。EU は、サービス分野別に「国境を越えるサービス提供」、「会社設立」、「主要社員・新卒研修員・ビジネスサービス販売員の短期滞在」について、EU 加盟各国の留保内容を示した（付属書 8-A-1, 2, 3）。シンガポールは付属書の約束表（付属書 8-B-1）で、各分野の「市場アクセス」と「内国民待遇」の各項目について、サービス貿易の 4 つのモード⁶について制限の有無を示し、分野別に追加の約束についても記した。この中で市場アクセスのモード 1～3 について、一部制限を設けている分野の例を表 1 に示した。

⁶ サービス貿易について GATS が定義したもので、第 1 モード（国境を越える取引）、第 2 モード（海外における消費）、第 3 モード（業務上の拠点を通じてのサービス提供）、第 4 モード（自然人の移動によるサービス提供）からなる。

表 1： サービス分野の市場アクセスにおけるシンガポールの一部制限の例

サービス分野・サブセクター	市場アクセスでのモード 1~3 の制限
医薬品・医療品の小売、医薬品・医療品の卸売取引	モード 1 は（自由化を）約束しない（unbound） モード 2 と 3 は制限しない
冷蔵品・液体またはガス・コンテナ貨物・家具の貨物輸送	モード 1 は約束しない モード 2 と 3 は制限しない
運転手付きの乗用車・バス・商用車のレンタルサービス	モード 1 は約束しない モード 2 と 3 は制限しない
国際海上輸送（乗客・貨物）	モード 1 と 2 は制限しない モード 3 は国際輸送のシンガポール船籍の登録以外は制限しない
郵便サービス 基本通信サービス・携帯電話サービス	モード 1 は制限しないが、認可事業者との商業契約が条件 モード 2 は制限しない モード 3 は会社法に基づき会社を設立することを義務付ける
付加価値ネットワークサービス	モード 1~3 は制限しない
法務サービス（国際法に関する国際商業調停サービスと自国法に関する法務サービスを除く）	モード 1 と 3 は登録の要求以外は制限しない モード 2 は制限しない
会計・監査・簿記サービス	制限しないが、公認会計士については居住者またはパートナーシップであることが求められる
技術検査・分析サービス	制限しない、ただしモード 1 は自動車やプラントを除外する
都市・郊外鉄道のメンテナンス・修理	モード 1 は約束しない、モード 2 と 3 は制限しない
医療・歯科・助産・看護・理学療法・救急車サービス	モード 1 は約束しない モード 2 と 3 は制限しない
環境サービス（下水、廃棄物の収集・処理、公衆衛生、排ガス浄化など）	モード 1 はコンサルティングサービスを除き約束しない 廃棄物収集・処理のモード 3 はシンガポールでの会社設立を義務付ける、下水サービスのモード 3 は約束しない
スポーツ・娯楽サービス（ギャンブルを除く）	モード 1 は約束しない モード 2 と 3 は制限しない

出所：“The economic impact of the EU-Singapore Free Trade Agreement”
“Text of the EU-Singapore Free Trade” Appendix 8-B-1“Singapore’s Schedule of Specific Commitments”

金融サービス分野では、シンガポールは銀行リテールサービス市場を中心に規制が厳しいが、EUSFTA では金融サービスについて前述した付属書の約束表および別の付属書(付属書 8-B-2) に具体的な約束を盛り込んだ。その中で特に外資に対して制限していた支店数やホールセール・バンクへの制限については、以下のような約束をした。

- 認定フルバンク（QFB）の営業免許を取得している EU の商業銀行は、顧客サービス拠点を 25 カ所とする制限を緩和し、追加で最大 25 カ所設立できる（このうち最大 10 カ所は支店にできる）。ただしシンガポールの通貨金融庁（MAS）が EU の銀行について、シンガポールに根を張っていると判断した場合に限る。
- EU のノンバンクの発行者によるクレジットカードとチャージカードが、シンガポールの現地銀行の運営する ATM 網から現金を引き出せるようにする申請の導入について検討する。申請が認められれば、ノンバンクの発行者は ATM の利用について現地銀行との商業

契約を交渉できる（QFBの営業免許を持つ外資銀行は、クレジットカード保有者のATM利用について、既に現地銀行との商業契約を結ぶことができる⁷⁾。

- ホールセール・バンクの営業免許を持つEUの12行は、それぞれ最大2カ所の顧客サービス拠点を運営できる。これが認められる銀行の数を増やすことを検討する。
- 新たなホールセール・バンクの営業免許の付与は2013年1月から2014年12月までで最大20行に限られるが、EUの銀行に対しては営業免許の数の制限を協定の発効後3年で撤廃する。

② 非関税障壁

シンガポールは、EUの主要輸出分野について非関税障壁の撤廃や制度の転換を約束した。各分野の概要は以下のとおりである。

- 自動車
シンガポールは自動車とその部品について、EUで用いられている国連欧州経済委員会（UN/ECE）の基準およびEUの関連試験結果と型式認証を認めることで合意した（付属書2-B）。これにより輸入者は、シンガポールに輸入する際に改めて試験を行う必要がなくなる。ただし双方の管轄当局は、国内規則に従って無作為抽出で製品が規則を順守しているか確認することができる。
- エレクトロニクス製品
シンガポールは、第1弾として特定の消費者向けエレクトロニクス製品について、これまで義務付けていた第三者機関による認証を撤廃することで合意した（付属書4-A）。第1弾で対象となる製品は、テレビや電子レンジ、冷蔵庫、エアコン、掃除機、洗濯機、給湯器などで、付属書4-A-2に示されている。双方は、第三者機関による認証から供給者の適合宣言のような適合性審査に段階的に転換することで合意しており、第1弾の対象外の製品についてもシンガポール当局は、定期的にリスク評価を行い、安全面で第三者機関の認証の義務が不要と確認できれば義務を撤廃する。
- 再生可能エネルギー（RE）生産設備
RE源や持続可能な非化石エネルギー源からのエネルギー生産に関して、双方の間の貿易と投資を促進することを目指し、双方のサプライヤーを自国のサプライヤーと同等の待遇で扱い、自国サプライヤーを優遇することを禁じる（第7章）。また、製品に関して国際規格や地域規格がある場合に、双方はそれを用いることを定めた。シンガポールは、EUの適合宣言または市場への投入を目的とする試験結果を認める。対象となるのは、風力や太陽光、大気熱、地熱、水熱、海洋エネルギー、水力、バイオマス、埋め立てガス、汚水処理施設ガス、バイオガスなどのエネルギー生産設備である。
- SPS措置－肉類
EUSFTAでは特に動物由来の製品について、シンガポールが輸入承認手続きを変更する

⁷⁾ MAS: <http://www.mas.gov.sg/singapore-financial-centre/types-of-institutions/commercial-banks.aspx>
2013.10

ことになった。シンガポールの現行制度では、大部分の EU 加盟国の肉類の輸出業者は、肉製品の種類ごとにシンガポール農食品・家畜庁（AVA）の個別の検査と承認を受けなければならない。EUSFTA によりシンガポールは今後、EU 加盟国の管轄当局の SPS 検査・認証制度が、シンガポールの SPS 保護水準に十分に適合しているかどうかを監査する制度に転換する。付属書 5-A はシンガポールの管轄当局を AVA、EU 側は欧州委と EU 加盟各国の管轄当局であると示すとともに、それぞれの役割を明示した。また輸入する側が承認された事業者のリストを作成し、これを公表することも定めた（付属書 5-B）。

③ 政府調達

EU とシンガポールは、WTO 政府調達協定を大きく上回る水準で調達を相互に開放することで合意した。EU は公共調達の対象となる中央省庁の機関を拡大するとともに一部の公共事業体も加え、FTA では初めて鉄道の調達市場での入札機会を対象にした。こうした対象の拡大だけで年間に 100 億～120 億ユーロの機会に相当する。シンガポールも、一部の公共事業分野で公共事業庁（PUB）や環境庁、エネルギー市場監督庁（EMA）など主要な省庁を含めるなど対象を広げた。これによりシンガポールで対象となる機関は、従来の関連機関の約半分から 4 分の 3 に増える。さらに双方は、公共サービス契約の種類についても公共工事でコンセッション（運営権）や官民パートナーシップ（PPP）に広げることで合意した。EU がサービス・コンセッションの競争入札に関するルールの改正を終えれば、双方はこの分野を対象とする。

合意したテキスト案では、双方の対象となる具体的な機関名を中央政府レベル、地方自治体レベル（シンガポールには該当機関なし）、公共企業体（ユーティリティとその他の公的機関）に分けて列挙している（付属書 10-A, B, C）。EU 側は、EU の機関・公共企業体および加盟各国別に省庁・地方自治体・公共企業体を挙げた。対象となる最低基準額は表 2 に示したとおりである。また EU が公共企業体の調達で対象とする公共事業分野は、水道、電力、空港・その他ターミナル施設、港湾・その他ターミナル施設、都市交通・トラム・バスなどの交通、鉄道交通である。

表 2： EU とシンガポールの政府調達で FTA の対象となる最低基準額

（単位：SDR：特別引出権）

	EU			シンガポール		
	中央省庁	地方自治体 公的機関	公共企業体	中央省庁	地方自治体 公的機関	公共事業体
物品	130,000	200,000	400,000	50,000	—	400,000
サービス	130,000	200,000	400,000	50,000	—	400,000
建設／工事	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	—	5,000,000

出所： “Text of the EU-Singapore Free Trade” Appendix 10-A, B, C

④ 地理的表示（GI）を含む知的財産権の保護

EUSFTA では、著作権の保護期間については 70 年と規定し、レコード製作者に対して放送

や実演に対する著作権使用料として公正な報酬を支払うこと、医薬品や農薬でマーケティングの行政認可を取得するため提出した試験データの保護などを規定している。EU にとって重要なのは、GI の保護と登録についてシンガポールと合意したことである。シンガポールはこれまで EU の GI については一部を商標として保護しているだけで、GI の保護は定めていない。EUSFTA によりシンガポールは、GI 保護に向けて新たに登録制度を導入するとともに登録された GI には高水準の保護を行う。EU は第 1 弾として、196 項目からなる GI のリストを示し（付属書 11-A）、シンガポールが登録するよう求めている。

レコード製作者の著作権については、シンガポールの著作権法は 1996 年の知的所有権機関（WIPO）の実演およびレコードに関する条約（WPPT）第 15 条に対応した規定を設けていない。これは放送や公衆へのコミュニケーションにより、実演者やレコード製作者が報酬を得る権利を定めている。EUSFTA により、シンガポールは発効後 2 年以内に、レコード製作者が報酬を得る権利を付与される法制度を導入する。対象となる例は、公共の場での放送を含めたラジオでの録音の放送、ショッピングモールなど公共の場で録音を流すこと、ラジオでの録音放送がインターネットで流される場合などである。

2. EU・シンガポール FTA の経済効果

(1) FTA 発効後 10 年間のマクロ経済への効果

欧州委の通商総局は、EUSFTA 締結の経済効果分析を行っている⁸。この中で協定発効から 10 年間の 2025 年までの経済効果について、双方の輸入関税が全て撤廃された場合について試算している。その結果は以下のとおりである（表 3 を参照）。

- EU のシンガポール向けの輸出は 10 年間で 13 億 8,900 万ユーロ増加し（3.57%増）、シンガポールの EU 向け輸出はシンガポールに設立された EU 企業からの輸出も含めて 35 億 4,600 万ユーロ増える（10.36%増）。シンガポールは EU に対してすでに関税を免除しているため、EU の関税撤廃によるシンガポールへの効果の方が大きい。
- 実質 GDP は EU で 5 億 4,800 万ユーロ、シンガポールで 26 億 5,100 万ユーロそれぞれ増える。経済規模の小さいシンガポールにとっては、GDP を 0.94%押し上げる効果がある。EU にとっては実質 GDP に対する効果のうち 68%は発効後 1 年目に達成され、最初の 5 年間で 87%に達する。一方、シンガポールでは効果をもっとゆっくりと拡大し、発効後 1 年目で 23%に達し、最初の 5 年間で 51%まで達する。
- EU とシンガポールの相互貿易が大幅に伸びるのに対し、相互貿易以外の国・地域との貿易は減少することが予想され、総輸出額の拡大は相互貿易の輸出額の拡大を下回る。また、

⁸ European Commission Directorate-General for Trade “The economic impact of the EU-Singapore Free Trade Agreement” (September 2013)
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/september/tradoc_151724.pdf

EUにとって、総貿易額の中で輸出額の伸びが輸入額の伸びを上回り貿易収支が改善されるのに対して、シンガポールは輸入額の伸びが輸出額の伸びを上回り貿易収支が悪化する。

表 3： EU・シンガポール FTA のマクロ経済への効果

		増加率 (%)	増加額 (百万ユーロ)
実質 GDP	EU	0.00	548
	シンガポール	0.94	2,651
総輸出額	EU	0.01	710
	シンガポール	0.76	2,105
総輸入額	EU	0.01	587
	シンガポール	0.97	2,576
相互貿易	EU の対シンガポール輸出	3.57	1,389
	シンガポールの対 EU 輸出	10.36	3,546

出所：“The economic impact of the EU-Singapore Free Trade Agreement”

(2) FTA 発効後 10 年間の主要セクターへの効果

① 主要セクターの付加価値と輸出額への効果

欧州委の通商総局の経済効果分析では、10 年間の主要セクターへの効果についても試算している。その要点は以下のとおりである（表 4 参照）。

- EU のシンガポール向け輸出で最も伸びるのは「その他商業サービス」で、10 年間に金額で 11 億 1,140 万ユーロ増え、伸び率で 7.72%増となる。金額で次に多いのは「ミドル・ハイテク製造業」で 7,690 万ユーロ増え、1.71%増となる。
- EU の主要セクターの付加価値の拡大では、「その他商業サービス」が 3 億 4,610 万ユーロ増えて最大となるほか、「機械」と「ミドル・ハイテク製造業」がそれぞれ 5,410 万ユーロ、4,570 万ユーロ増える。伸び率が最も高くなるのは「エレクトロニクス」で 0.02%増、金額では 1,900 万ユーロとなる。
- EU の主要セクターで、付加価値が金額でも割合でも最も減少するのは「化学品」で、金額で 3 億 2,330 万ユーロ減り、減少率は 0.08%減となる。これは EUSFTA により、化学品でシンガポールの競争力が相対的に強まり、生産が拡大するためである。また EU での付加価値の減少は、域内生産から安価なシンガポールからの輸入に転換することでも引き起こされる。
- シンガポールでは、EU とは対照的に「化学品」の付加価値が 7 億 4,730 万ユーロ増え、伸び率は 2.97%増となる。EU 向けの輸出額の増加も主要セクターの中で最大の 21 億 4,210 万ユーロに達し、16.71%増となる。
- シンガポールで最も付加価値が増えるのは、EU と同様に「その他商業サービス」で 11 億 7,420 万ユーロ増える。EU 向けの輸出額でも「化学品」に次いで多くなり、7 億 9,910 万ユーロの増加となる。

- シンガポールの「繊維」は、付加価値で 7.04%増、EU 向け輸出額で 101.78%増とそれぞれ最大の伸び率となる。ただし「繊維」がシンガポール全体の付加価値および輸出に占める割合はかなり小さい。
- シンガポールの付加価値で大きな減少が予想されるのは「機械」と「エレクトロニクス」で、EU 向けの輸出額では「運輸」、「政府サービス」、「エネルギー」が減少する。

表 4： EU・シンガポール FTA の主要セクターの付加価値と輸出額への効果

	EU				シンガポール			
	付加価値		対シンガポール輸出		付加価値		対 EU 輸出	
	伸び率 (%)	金額の変化 (百万ユーロ)	伸び率 (%)	金額の変化 (百万ユーロ)	伸び率 (%)	金額の変化 (百万ユーロ)	伸び率 (%)	金額の変化 (百万ユーロ)
農業・鉱物	0.00	6.0	0.80	0.5	0.00	0.0	7.57	2.3
タバコ・飲料	0.01	13.0	5.56	28.5	△0.18	△0.4	16.80	2.2
一次エネルギー製品	0.00	△2.5	0.90	1.1	0.70	7.3	32.20	160.3
ローテク製造業	0.00	27.7	0.86	16.6	0.18	4.1	27.81	45.4
繊維	0.01	3.8	1.09	0.7	7.04	5.8	101.78	40.1
エネルギー	0.00	-7.9	0.93	0.9	0.87	11.9	△0.42	0.0
化学品	△0.08	△323.3	1.89	55.8	2.97	747.3	16.71	2,142.1
ミドル・ローテク製造業	0.01	34.0	0.64	7.0	△0.17	△5.0	15.59	18.4
ミドル・ハイテク製造業	0.01	45.7	1.71	76.9	△0.18	△3.7	7.86	17.9
エレクトロニクス	0.02	19.0	0.39	6.7	△0.14	△27.1	3.13	134.3
機械	0.01	54.1	1.05	54.0	△0.35	△46.8	11.51	201.5
政府サービス	0.00	△8.1	1.24	6.2	0.34	123.7	△1.83	△3.0
その他商業サービス	0.01	346.1	7.72	1,111.4	0.93	1,174.2	7.96	799.1
運輸	0.01	29.9	0.38	22.4	0.02	5.6	△0.36	△14.5

出所： “The economic impact of the EU-Singapore Free Trade Agreement”

② 主要分野での今後の見通し

EUSFTA で EU が大きな成果として強調している分野のうち、非関税障壁（自動車、エレクトロニクス製品、肉類）、政府調達、地理的表示（GI）の保護の各分野について、経済効果分析の中で以下のように指摘している。

・ 自動車

EU の乗用車・商用車の ASEAN でのシェアは、シンガポールでは 40%前後に達しているものの、他の各国では 1~5%程度にとどまる。これは関税および技術規制の非関税障壁によるもので、EU 側はこの両者の撤廃を求めている。シンガポールについては関税が免除されているため、非関税障壁の撤廃が焦点となっていた。シンガポールが EU の基準、試験結果を認めると合意したことで、重複した試験を課される必要はなくなった。さらに交渉の間に、シンガポールはエコカーの購入促進に向けた「グリーン・リポート」の変更を発表した。従来は電気自動車やハイブリッド車だけに適用されていたが、EU などでも生産されるクリーンな内燃エンジンにも適用されることになった。これにより自動車業界では、コストが 1 台当たり最大 1 万 2,000 ユーロ引き下げられると試算している。

- エレクトロニクス製品

シンガポールの規制への適合証明の費用は、1製品当たり推定1,800～3,100ユーロで、これに180シンガポールドル（110ユーロ）の登録料に加えて税金がかかる。協定の発効時点で、第1弾の製品群について第三者機関の認証試験が不要となれば、発効後1年目で双方の輸出額は40万～130万ユーロ増える可能性がある。第三者機関の認証試験の撤廃が他の製品にも拡大されれば、こうした効果はさらに大きくなると見込まれる。

- 肉類

これまでAVAの検査・認証制度がEUからシンガポールへの肉類輸出の障害となり、シンガポールで肉製品を販売できるEUの事業者は一部に限られていた。特にEUの中小企業にとっては、認証の取得コストが輸出を妨げている。しかしシンガポールが認証制度を転換することで、原則的にはEU加盟国の輸出業者はシンガポールに肉製品の輸出ができるようになる。ただし、EU加盟各国の管轄当局は、輸出業者がシンガポールの輸入条件に適合することを引き続き保証する必要があり、シンガポールもEU加盟各国での調査や国境での輸入管理を追跡する可能性を保持する。

- 政府調達

シンガポールの競争入札機会に関する公式ウェブサイト（GeBIZ⁹）によれば、EUSFTAでシンガポールが新たに対象に加えた省庁や公共企業体が2013年1～7月に調達した金額は4億4,600万ユーロ相当であった。このうち環境庁のコンセッションの契約1件だけで1億8,300万ユーロに上る。またシンガポールは対象となる最低基準額を引き下げるが、中央省庁での最低基準額の引き下げに伴う対象拡大による調達額は430万ユーロ相当だった。EUSFTAにより対象となる省庁や公共企業体が拡大し、最低基準額が引き下げられ、欧州のサービスや物品のサプライヤーには調達市場での機会が広がる。

- 地理的表示（GI）

EUのシンガポールに対するGI製品の販売額は2010年に約8億3,000万ユーロに達し、米国に次ぐ世界2位の輸出市場だった。ただし、この輸出のうち一定部分は他のアジア諸国に再輸出されている。EUSFTAにより、シンガポールはEUにとっての重要なGI製品の輸出市場としての位置付けが強化される。これを支えるのは、GI製品の高い保護水準に加え、新たに実施されるシンガポールでのGI登録制度である。さらに、GIは税関での監視対象となり、偽造品の貿易の取り締まりも強化される。これはシンガポールのような輸送拠点国にとっては特に重要な点である。これらにより、EUのGI製品のシンガポール向け輸出がさらに伸びることになる。なおシンガポールは、EUが示した196種類のGIについてすでにパブリックコンサルテーションを進めている。GIの登録制度が始まれば、GIの追加申請も受け入れる予定である。

以上

⁹ URLはこちら：<http://www.gebiz.gov.sg/>

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：EU・シンガポール FTA の概要と経済効果

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～